

**医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6
(歯科点数表第2章第9部の通則4を含む)に掲げる手術の実績
(令和6年1月～令和6年12月)**

1. 区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	32
イ	黄斑下手術等	5
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	23
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	104

2. 区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	9
イ	水頭症手術等	39
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	11
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	20
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

3. 区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	2
キ	同種死体腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術

418

その他の区分に分類される手術

ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術(手術支援装置を用いるもの)	129
イ	乳児外科施設基準対象手術	0
ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	59
エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
オ	経皮的冠動脈形成術	64
	経皮的冠動脈粥腫切除術	3
	経皮的冠動脈ステント留置術	159